

## 第5章 保全等に配慮すべき地域又は対象

### 5.1 保全等に配慮すべき地域又は対象の考え方

#### (1) 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

対象事業計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、以下のA～Cの3ランクに分けて整理した。

- ・Aランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」  
事業の適地選定について見直しを検討する必要があるもの。
- ・Bランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」  
法律や条例などで指定を受け、比較的規模が大きく、事業の立地にあたり大きな変更が必要になるもの。
- ・Cランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」  
比較的規模が小さく、事業の中で保全対策が可能なもの。

各ランクの対象として抽出した選定基準及び選定理由は、表5-1から表5-4に示すとおりである。

表5-1 保全等に配慮すべき地域又は対象（Aランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
A-①	指定文化財（天然記念物） 「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）	学術上価値の高いものとして国、宮城県及び仙台市が指定している植物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している史跡及び建造物（有形文化財）であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録文化財 「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）	

表5-2 保全等に配慮すべき地域又は対象（Bランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
<b>(土地の安定性)</b>		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治30年 法律第29号)	治水上のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」(昭和33年 法律第30号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年 法律第57号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
<b>(自然との触れ合い性)</b>		
B-④	風致地区 「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑤	県自然環境保全区域 「自然環境保全条例」(昭和47年 宮城県条例第25号)	自然環境を保全することが、その地域の良い生活環境の維持に資すると認められる地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑥	緑地環境保全区域 「自然環境保全条例」(昭和47年 宮城県条例第25号)	
B-⑦	広瀬川第一種環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年 仙台市条例第39号)	
B-⑧	広瀬川第二種環境保全区域 「広瀬川の清流を守る条例」(昭和49年 仙台市条例第39号)	広瀬川の流水域及び一体をなして良好な自然的環境を有する区域を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑨	特別緑地保全地区 「都市緑地法」(昭和48年 法律第72号)	都市における良好な自然的環境となる緑地を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑩	保存緑地 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年 仙台市条例第47号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地及び地域の美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑪	保存樹木 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年 仙台市条例第47号)	
B-⑫	保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年 仙台市条例第47号)	
B-⑬	埋蔵文化財包蔵地 「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして、国、宮城県及び仙台市が指定している埋蔵文化財包蔵地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
<b>(生活環境の保全性)</b>		
B-⑭	騒音に係る環境基準のAA類型(特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成5年 法律第91号) 青葉区荒巻字青葉の第2種中高層住居専用地域 「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

表5-3 保全等に配慮すべき地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
<b>(土地の安定性)</b>		
C-①	土砂災害危険箇所 「せんだいくらしのマップ」（仙台市ホームページ）	土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）の恐れのある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-②	土砂災害警戒区域等 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年 法律第57号）	
C-③	保安林（土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備等） 「森林法」（昭和26年 法律第249号）	国土の保全を目的に定められた地域であり、災害の防備を目的とした地域である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
<b>(自然環境の保全性)</b>		
C-④	学術上重要な地形・地質・自然現象 「日本の地形データブック 第1集」（平成12年1月、日本の地形データブック作成委員会） 「日本の典型地形 都道府県別一覧」（平成11年4月、国土地理院） 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）	学術上重要な地形・地質又は典型地形が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	自然性の高い植生 「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	植物生育地として重要な地域 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）	保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑦	宮城県レッドリストにおける調査群落 「宮城県の希少な野生動植物-宮城県レッドリスト2022年版-」（2022年3月、宮城県）	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑧	動物生息地として重要な地域 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市）	保全上重要な動物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑨	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成14年、法律第88号）	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
<b>(自然との触れ合い性)</b>		
C-⑩	自然的景観資源 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（令和4年2月、仙台市） 「杜の都 仙台わがまち緑の名所百選」（仙台市ホームページ）	景観保全上重要な自然現象等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑪	文化的景観資源 「仙台市の文化財一覧」（仙台市ホームページ）	景観保全上重要な文化的建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑫	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」（平成29年4月、仙台市）	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
<b>(生活環境の保全性)</b>		
C-⑬	騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域） 「環境基本法」（平成5年 法律第91号） 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 「都市計画法」（昭和43年 法律第100号）	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

表5-4 保全等に配慮すべき地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
（生活環境の保全性）		
C-⑭	保安林（水源かん養保安林、干害防備保安林、保健森林等） 「森林法」（昭和26年 法律第249号）」	国土の保全を目的に定められた地域であり、水源のかん養や公衆の保健を目的とした地域である。このため、事業の立地に当たっては、留意が必要である。
C-⑮	河川・湖沼 「宮城県河川・海岸図」（平成29年3月、宮城県） 「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）	地域の動植物の生息・生育地として、また、用水等の生活資源としても使われるものであり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑯	湧水 「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（令和3年3月、仙台市）	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表 5-5～表 5-11 及び図 5-1～図 5-4 に示すとおりである。

配慮区分については、対象事業計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性（産業廃棄物最終処分場（管理型）の増設）を考慮し、これらへの影響の有無について、以下のとおり区分した。

- ・配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。
- ・配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。
- ・配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表5-5 保全等に配慮すべき地域又は対象 (1/7)

【A ランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
A-① 指定文化財(天然記念物)		
・簀桜	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
A-② 指定文化財		
・仙台藩天文学器機	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・諏訪神社本殿 附 棟札 12 枚	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
・宇那禰神社本殿 附 棟札 5 枚	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表5-6 保全等に配慮すべき地域又は対象 (2/7)

【A ランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
A-③ 登録文化財		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青下第1ダム</li> <li>・ 青下第1ダム取水塔</li> <li>・ 青下隧道入口</li> <li>・ 青下第2ダム</li> <li>・ 青下第3ダム</li> <li>・ 青下量水堰</li> <li>・ 青下ダム旧管理事務所</li> <li>・ 青下ダム記念碑</li> <li>・ 中原系苦地取水口</li> <li>・ 中原浄水場旧管理事務所</li> <li>・ 菊地家住宅主屋</li> <li>・ 菊地家住宅隠居所</li> <li>・ 菊地家住宅板倉</li> <li>・ 菊地家住宅土蔵</li> </ul>	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表5-7 保全等に配慮すべき地域又は対象 (3/7)

【B ランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
B-① 砂防指定地	×	対象事業計画地との距離は、200m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-② 地すべり防止区域		
B-③ 急傾斜地崩壊危険区域		
B-④ 風致地区	×	調査範囲に指定範囲は無い。
B-⑤ 県自然環境保全区域		
B-⑥ 緑地環境保全区域		
・ 蕃山・斎勝沼	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑦ 広瀬川第一種環境保全区域	×	対象事業計画地との距離は、500m 以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑧ 広瀬川第二種環境保全区域	×	
B-⑨ 特別緑地保全地区	×	調査範囲に指定範囲は無い。
B-⑩ 保存緑地	×	

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表5-8 保全等に配慮すべき地域又は対象 (4/7)

【Bランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
B-⑪ 保存樹木		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・芋沢のいとひば</li> <li>・上愛子のあかがし</li> <li>・同慶寺のいろはもみじ</li> <li>・せいざん（愛子）の臥龍梅</li> <li>・愛子駅前のしだれざくら</li> <li>・下愛子のかんざしざくら</li> <li>・宇那禰神社のひのき</li> <li>・宇那禰神社のすぎ（1）（3）（4）</li> <li>・上愛子のあかがし</li> <li>・同慶寺のいろはもみじ</li> </ul>	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑫ 保存樹林	×	調査範囲に指定範囲は無い。
B-⑬ 埋蔵文化財包蔵地		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・下大倉館跡</li> <li>・東沢目遺跡</li> <li>・野川遺跡</li> <li>・萱場遺跡</li> <li>・大原新田遺跡</li> <li>・大原館跡</li> <li>・成館跡</li> <li>・蒲沢山遺跡</li> <li>・北原街道B遺跡</li> <li>・平治遺跡</li> <li>・御殿館跡</li> <li>・観音堂遺跡</li> <li>・想海塚</li> <li>・芦見遺跡</li> <li>・谷津A遺跡</li> </ul>	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
B-⑭騒音に係る環境基準のAA類型	×	調査範囲に指定範囲は無い。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。

表5-9 保全等に配慮すべき地域又は対象 (5/7)

【Cランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-① 土砂災害危険箇所	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-② 土砂災害警戒区域等	×	
C-③ 保安林		
・土砂流出防備保安林	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-④ 学術上重要な地形・地質・自然現象		
・月山池・サイカチ沼 ・蕃山丘陵 ・愛子（活断層地形） ・愛子盆地の広瀬川左岸一帯	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑤ 自然性の高い植生		
・イヌシデーアカシデ群落 ・ケヤキ群落（IV） ・ヤナギ高木群落（IV） ・ヤナギ低木群落（IV） ・ウラジロヨウラクミヤマナラ群団 ・ヨシクラス ・ツルヨシ群集 ・オギ群集 ・カワラハハコヨモギ群団	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑥ 植物生息地として重要な地域		
・奥武士・大倉地区の里地・里山植生 ・大倉・芋沢丘陵地の植生 ・名取川・広瀬川中～下流域の河畔植生 ・奥羽山脈～青葉山丘陵地域の植生 ・月山池・サイカチ沼周辺の植生 ・蕃山・西風蕃山・蛇台蕃山の植生	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑦ 宮城県レッドリストにおける植物群落		
・西風蕃山のモミ・イヌブナ群落	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑧ 動物生息地としての重要な地域		
・奥武士・大倉地区 ・奥羽山脈から大倉・芋沢丘陵地域への緑の回廊 ・広瀬川（中～下流域） ・奥羽山脈から青葉山丘陵地域への緑の回廊	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑨ 鳥獣保護区	×	調査範囲に指定範囲は無い。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。



表5-10 保全等に配慮すべき地域又は対象 (6/7)

【C ランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-⑩ 自然的景観資源		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・西風藩山</li> <li>・サイカチ沼周辺</li> <li>・仙台市白沢・広瀬川中流付近</li> <li>・広瀬川中流 熊ヶ根棒目木間</li> <li>・大倉川 大倉ダム下流</li> </ul>	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落合・愛子・白沢広瀬川畔</li> </ul>	○	対象事業計画地は、「落合・愛子・白沢広瀬川畔」に含まれることから、事業の立地にあたっては留意が必要である。
C-⑪ 文化的景観		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・諏訪神社本殿 附 棟札 12 枚</li> <li>・中原浄水場旧管理事務所</li> <li>・菊地家住宅主屋</li> <li>・菊地家住宅隠居所</li> <li>・菊地家住宅板倉</li> <li>・菊地家住宅土蔵</li> <li>・宇那禰神社本殿 附 棟札 5 枚</li> <li>・青下第 1 ダム</li> <li>・青下第 1 ダム取水塔</li> <li>・青下隧道入口</li> <li>・青下ダム旧管理事務所</li> <li>・青下ダム記念碑</li> <li>・青下第 2 ダム</li> <li>・青下第 3 ダム</li> <li>・青下量水堰</li> <li>・中原系苦地取水口</li> </ul>	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑫ 自然との触れ合いの場		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園 121 箇所</li> </ul>	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地環境保全地域「蕃山・斎勝沼」</li> <li>・特別緑地保全地区「蕃山特別緑地保全地区」</li> </ul>	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑬ 騒音に係る環境基準の A 類型（専ら住居の用に供される地域）		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 種低層住居専用地域</li> <li>・第 2 種低層住居専用地域</li> <li>・第 1 種中高層住居専用地域</li> <li>・第 2 種中高層住居専用地域</li> </ul>	×	対象事業計画地との距離は、200m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑭ 保安林		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源かん養保安林</li> <li>・干害防備保管林</li> <li>・健康保安林</li> </ul>	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。

表5-11 保全等に配慮すべき地域又は対象 (7/7)

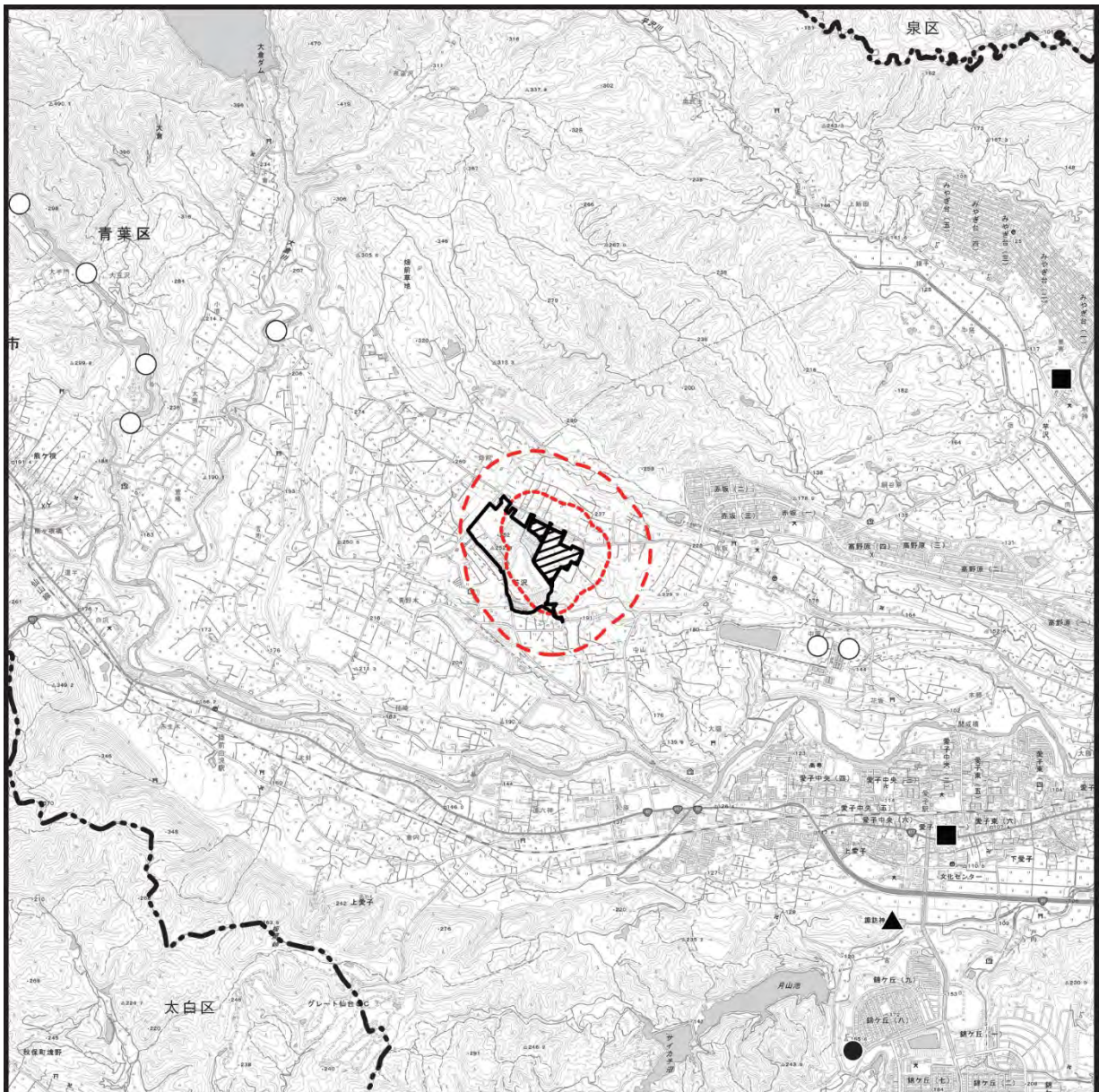
【C ランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」】

指定地域	配慮区分	選定理由
C-⑮ 河川・湖沼		
・広瀬川	△	対象事業計画地との距離は500m以上離れているものの、対象事業計画地の下流に位置することから、間接的な影響が懸念される。
・芋沢川 ・斎勝川 ・大倉川 ・青下川	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れ、流域も異なることから、特に配慮は要しない。
・大倉ダム、愛子溜池等の湖沼	×	対象事業計画地との距離は、500m以上離れていることから、特に配慮は要しない。
C-⑯ 湧水	×	調査範囲に存在しない。

配慮区分○：対象事業計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。


配慮区分△：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

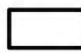
配慮区分×：対象事業計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない。



凡例

対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

 : 対象事業計画地

 : 既設処分場(第1期～第4期)

--- : 区界

対象事業計画地からの距離  : 200m  : 500m

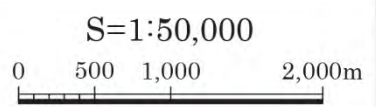
● : 国指定文化財

▲ : 県指定文化財

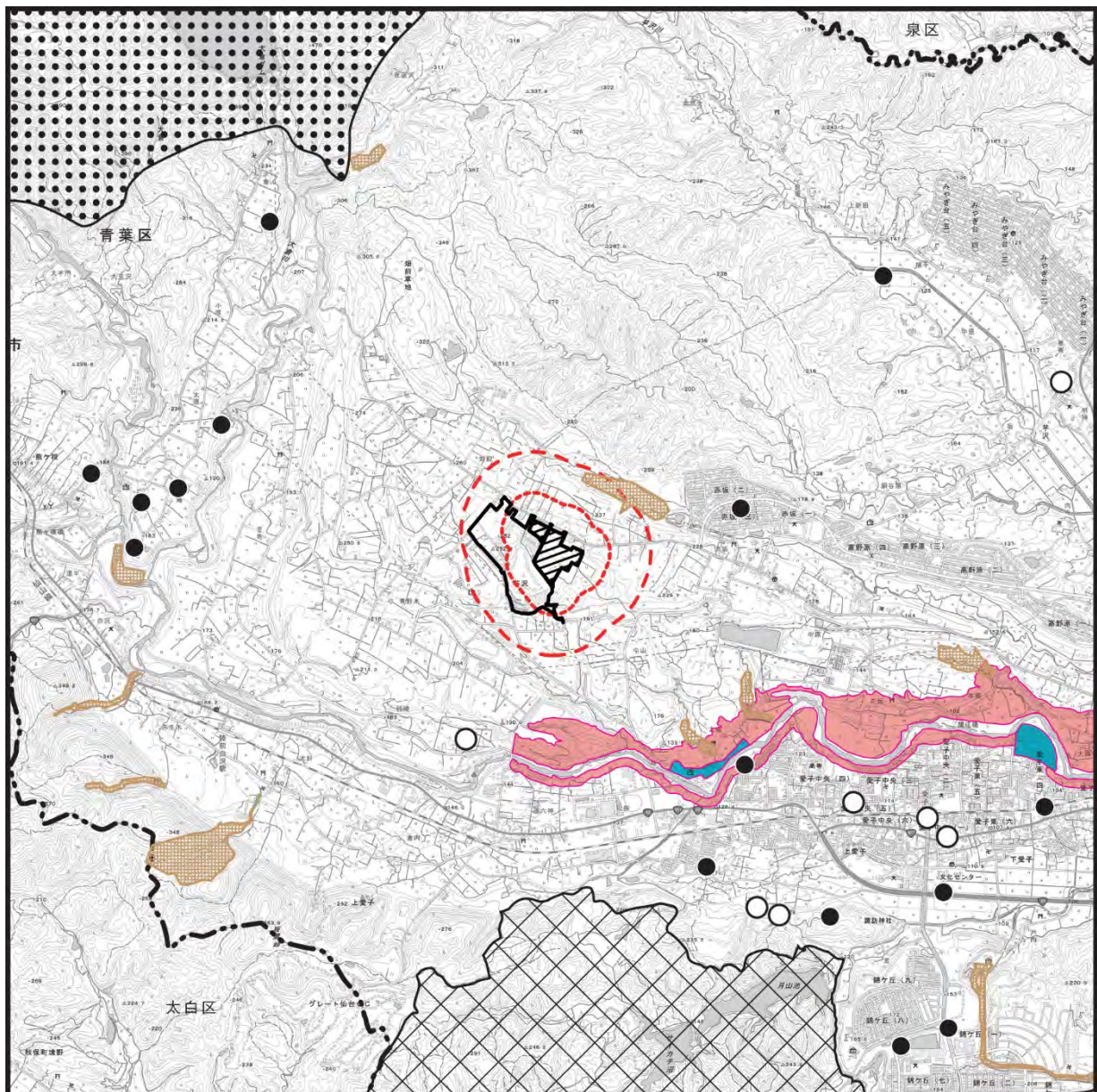
■ : 市指定文化財

○ : 国登録文化財

図5-1 特に保全重要度が高く、事業の立地を回避すべき地域又は対象










凡例


対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。


 : 対象事業計画地


 : 既設処分場(第1期～第4期)


 : 区界


対象事業計画地からの距離  : 200m  : 500m

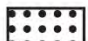
 : 砂防指定地

 : 保存樹木

 : 第一種環境保全区域

 : 埋蔵文化財包蔵地

 : 第二種環境保全区域

 : 県立自然公園

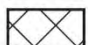
 : 県緑地環境保全地域

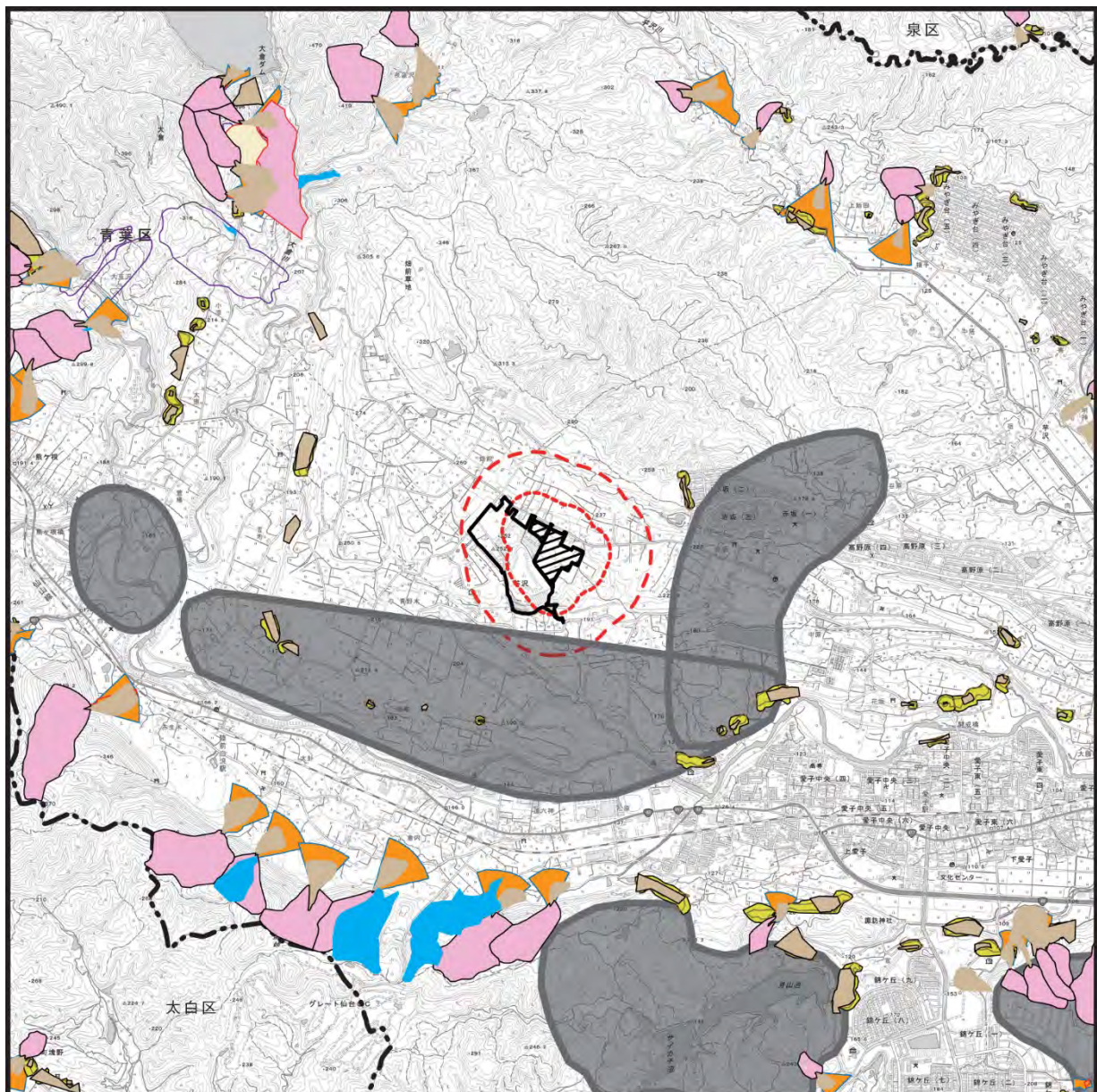
図5-2 事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象



S=1:50,000


0 500 1,000 2,000m






凡例

対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。


 : 対象事業計画地


 : 既設処分場(第1期～第4期)

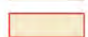
----- : 区界


対象事業計画地からの距離  : 200m  : 500m

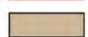
土砂災害危険箇所

 : 土石流危険渓流


 : 土石流危険区域


 : 地すべり危険箇所


 : 移動土塊の到達範囲


 : 急傾斜地崩壊危険箇所

土砂災害警戒区域等

 : 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)


 : 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)

 : 土砂災害警戒区域(土石流)

 : 土砂災害特別警戒区域(土石流)

 : 土砂災害警戒区域(地すべり)

保安林

 : 土砂流出防備保安林(民有林)

学術上重要な地形・地質・自然現象


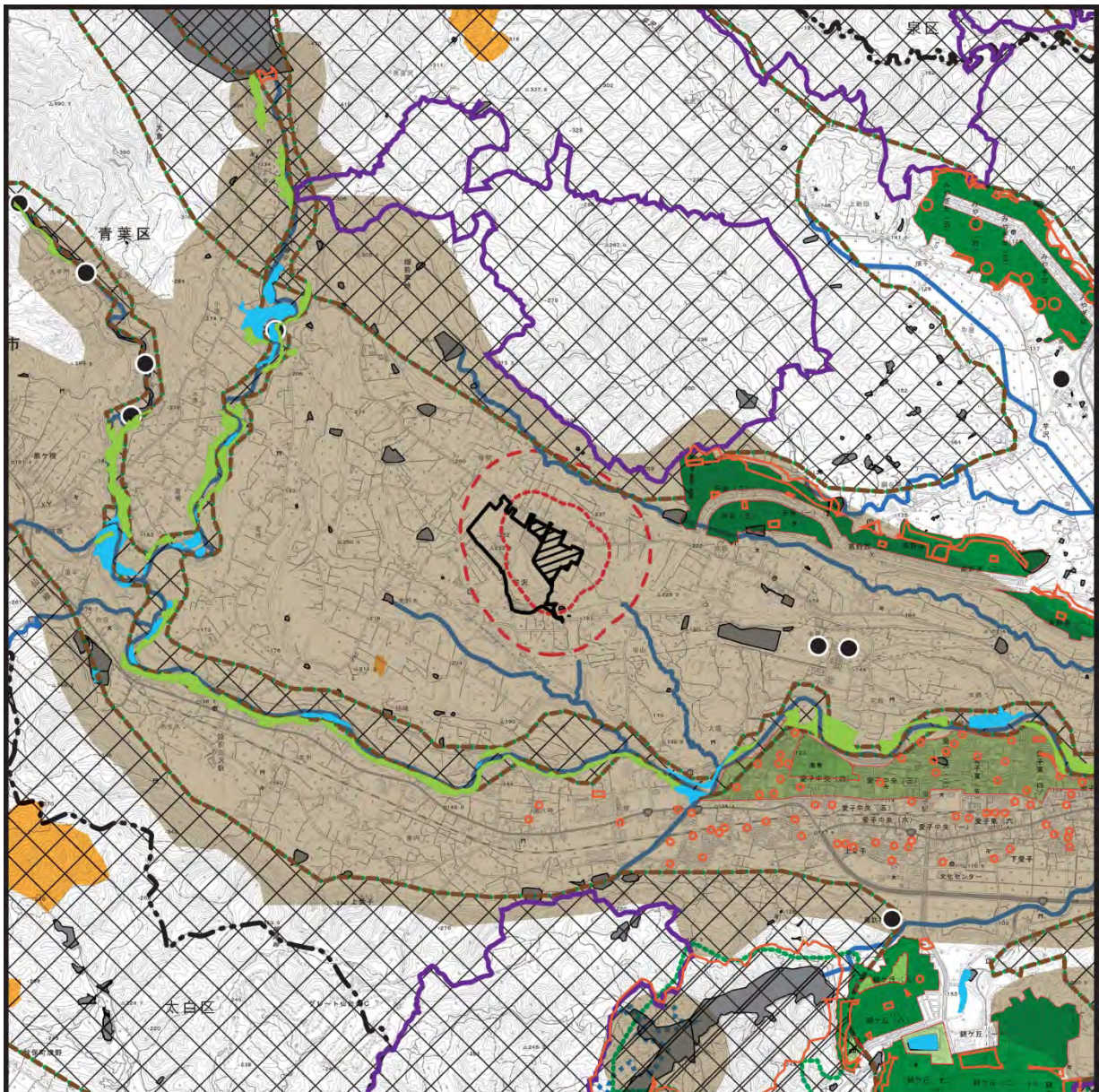
 : 注目すべき地形及び地質

図5-3 事業の立地にあたって留意する地域  
又は対象 (1/2)




S=1:50,000  
0 500 1,000 2,000m






凡例


対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

 : 対象事業計画地


 : 既設処分場(第1期～第4期)


--- : 区界


対象事業計画地からの距離  : 200m  : 500m


 : 植物生育地として重要な地域

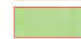
用途地域

 : 第一種低層住居専用地域

 : 動物生息地として重要な地域


 : 第一種中高層住居専用地域

 : 自然的景観資源


 : 第二種中高層住居専用地域


● : 文化的景観資源

保安林

 : 水源かん養保安林(国有林)


 : 河川


 : 都市公園

 : 水源かん養保安林(民有林)

 : 湖沼

自然性の高い植生

 : 植生自然度9

 : 干害防備保安林、保健保安林(民有林)


 : 植生自然度10

図5-4 事業の立地にあたって留意する地域  
又は対象 (2/2)



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000m

(3) 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定結果

選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域又は対象」の選定結果は、表5-12、図5-5に示すとおりである。

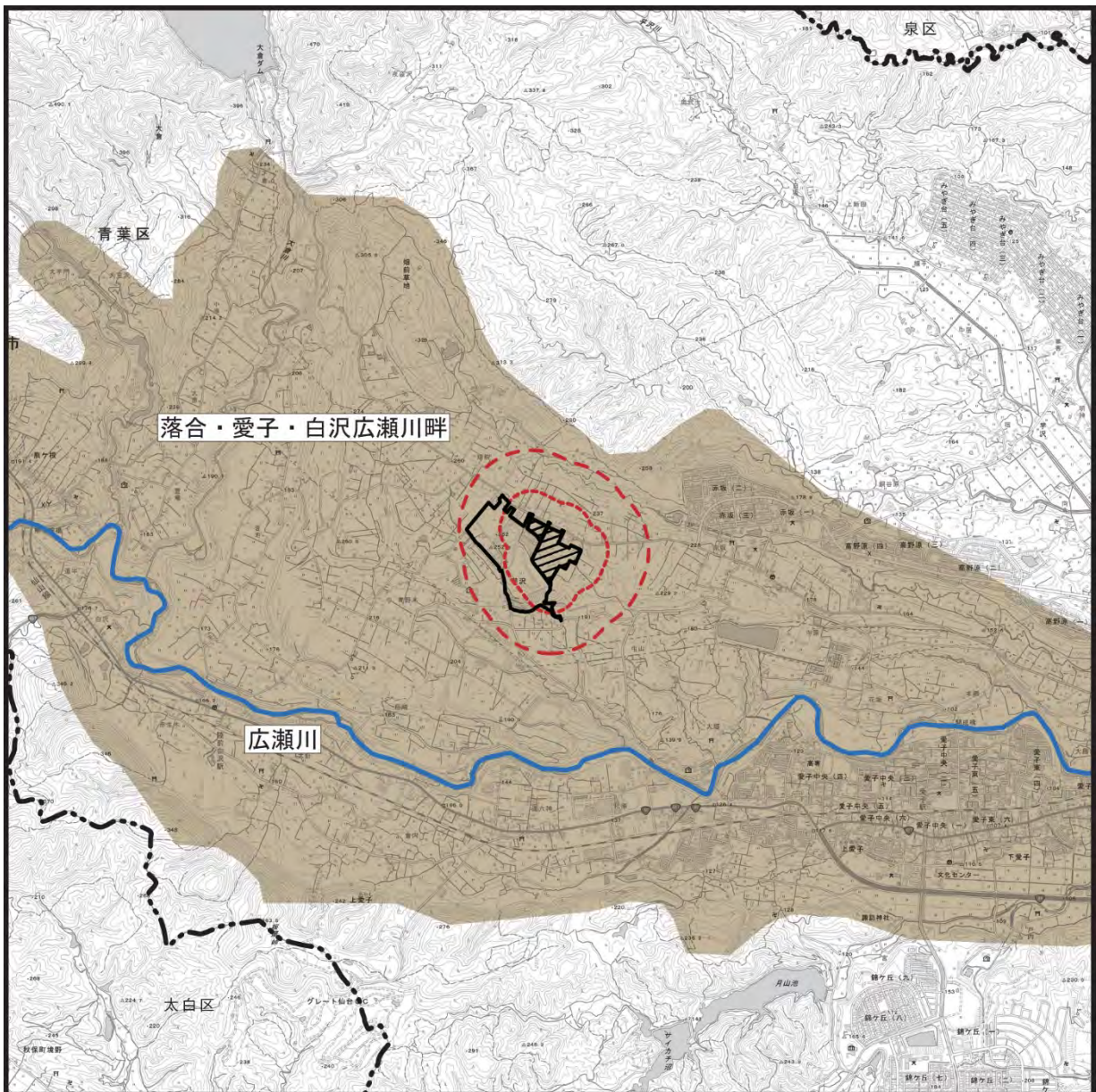
調査範囲には、「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)」及び「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)」として、直接的な影響が懸念されるもの(配慮区分○)は存在しない。「事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)」のうち、直接的な影響が懸念されるもの(配慮区分○)として、「落合・愛子・白沢広瀬川畔」(C-⑩ 自然的景観資源)を選定した。

間接的な影響が懸念されるもの(配慮区分△)として、「広瀬川」(C-⑮ 河川・湖沼)を選定した。

表5-12 本事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象等の選定結果


指定区分	指定地域	配慮区分
A ランク：「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」		
該当なし		
B ランク：「事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」		
該当なし		
C ランク：「事業の立地にあたって留意する地域又は対象」		
C-⑩ 自然的景観資源	落合・愛子・白沢広瀬川畔	○
C-⑮ 河川・湖沼	広瀬川	△







凡例


対象事業計画地は既設処分場として許可を得ている範囲を除いたものである。

 : 対象事業計画地

 : 既設処分場(第1期～第4期)

 : 区界

対象事業計画地からの距離  : 200m  : 500m

 : 自然的景観資源

 : 河川

図5-5 保全等に配慮すべき地域又は対象



S=1:50,000  
0 500 1,000 2,000m



## 5.2 保全等の観点から留意すべき事項又環境配慮の方針

事業計画の立案、環境影響評価の実施に当たって留意すべき事項又は環境配慮の方針等は、以下に示すとおりである。

### (1) 水象

調査範囲に湧水はないが、対象事業計画地の下流には「広瀬川」があることから、間接的影響が想定されるため、本事業による影響を最小限に留めるように留意する。

### (2) 地形・地質

調査範囲には、「月山池・サイカチ沼」、「蕃山丘陵」等の学術上重要な地形・地質・自然現象があるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意が必要な地形・地質はない。

### (3) 植物

調査範囲には植物生育地として重要な地域の分布がみられるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、対象事業計画地が西部丘陵地・田園地域に位置することから、土地利用における配慮方針を考慮しつつ、本事業による影響を最小限に留めるように留意する。

### (4) 動物

調査範囲には動物生息地として重要な地域の分布がみられるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、対象事業計画地が西部丘陵地・田園地域に位置することから、土地利用における配慮方針を考慮しつつ、本事業による影響を最小限に留めるように留意する。

#### (5) 景観

対象事業計画地は自然的景観資源である「落合・愛子・白沢広瀬川畔」に含まれることから、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する。

#### (6) 自然との触れ合いの場

調査範囲には、自然との触れ合いの場として、「蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域」及び「都市公園」等があるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、工事用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

#### (7) 指定文化財

調査範囲には、「簗桜」及び「諏訪神社」等の指定文化財があるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意する必要はない。ただし、自然との触れ合いの場と同様に、工事用車両の走行や供用時の走行車両など事業計画の立案にあたって留意するものとする。

#### (8) 埋蔵文化財

調査範囲には、「下大倉館跡」及び「東沢目遺跡」等の埋蔵文化財包蔵地があるものの、対象事業計画地からの距離及び事業特性を考慮すると、事業計画の立案及び環境影響評価の実施に際して留意が必要な埋蔵文化財はない。

